

(別紙)

食品衛生法に基づく添加物の表示等について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品衛生法に基づく添加物の表示等について（平成22年10月20日消食表第377号）</p> <p>（略）</p> <p>1 制度の概要</p> <p>（1）食品に係る表示について</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 府令別表第3の中欄に掲げる増粘の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「増粘」の文字を含む場合には、「増粘剤<u>又は糊料</u>」の用途名表示は省略できるものであること。</p> <p>キ 府令第1条第1項第11号ハに掲げるあんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごにあっては、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾール、イマザリル、<u>フルジオキソニル又はアゾキシストロピン</u>を含む場合には、物質名及び用途名を表示し、その他の表示事項については表示を省略できるものであること。</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 運用上の留意事項</p> <p>（1）食品に係る表示について</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ その他</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 加工助剤<u>又は</u>キャリアオーバーに該当するか否かについては、規則に示した定義に照らし、当該添加物の使用基準、使用実態等に即して個別に判断されるものであること。</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>カ ばら売り等により販売される食品のうち、<u>別紙6に掲げる添加物を使用した食品にあっては、当該添加物を使用した旨の表示をするよう、十分指導されたいこと。</u></p>	<p>食品衛生法に基づく添加物の表示等について（平成22年10月20日消食表第377号）</p> <p>（略）</p> <p>1 制度の概要</p> <p>（1）食品に係る表示について</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>カ 府令別表第3の中欄に掲げる増粘の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「増粘」の文字を含む場合には、「増粘剤<u>または糊料</u>」の用途名表示は省略できるものであること。</p> <p>キ 府令第1条第1項第11号ハに掲げるあんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごにあっては、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾール、イマザリル<u>またはフルジオキソニル</u>を含む場合には、物質名及び用途名を表示し、その他の表示事項については表示を省略できるものであること。</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 運用上の留意事項</p> <p>（1）食品に係る表示について</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ その他</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 加工助剤<u>または</u>キャリアオーバーに該当するか否かについては、規則に示した定義に照らし、当該添加物の使用基準、使用実態等に即して個別に判断されるものであること。</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>カ ばら売り等により販売される食品のうち、<u>ジフェニルを使用したグレープフルーツ、レモン及びオレンジ類については、昭和46年3月17日環食化第223号により、サッカリン又はサッカリンナトリウムを含む食品については昭和50年7月25日環食化第32号により、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム又はこれらのいずれかを使用したかんきつ類については昭和52年5月2日環食化第28号により、チアベンダゾールを使用したかんきつ類及びバナナについては昭和53年8月30日環食化第36号により、イマザリルを使用したかんきつ類及びバナナについては平成4年11月6日衛化第80号により、フルジオキソニルを使用したあんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごについては平成23年8月31日消食表第370号により、それぞれこれらの添加物としての使用に関する表示を指導してきているところであるが、今後とも従来どおり十分指導されたいこと。</u></p>

改正後（新）

(2) 添加物及びその製剤に係る表示について

ア（略）

イ 規則別表第1に掲げる添加物の表示は規則別表第1に掲げる名称により行うこと。既存添加物の表示は、名簿に掲げる名称又は別添1に掲げる品名により行うものであること。また、天然香料及び一般飲食物添加物の表示は、別添2及び別添3に掲げる品名により行うものであること。ただし、別添2及び別添3に記載のない添加物にあっては、当該添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって表示するものであること。

ウ（略）

(3)（略）

別紙1（略）

別紙2（略）

別紙3

規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示

1～7（略）

8	防かび剤又は防ばい剤	アゾキシストロビン イマザリル (略)
---	------------	---------------------------

別紙4（略）

別紙5（略）

別紙6

ばら売り等により販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一覧

1 防かび剤又は防ばい剤

- ・アゾキシストロビン
- ・イマザリル
- ・オルトフェニルフェノール
- ・オルトフェニルフェノールナトリウム
- ・ジフェニル
- ・チアベンダゾール

改正前（旧）

(2) 添加物及びその製剤に係る表示について

ア（略）

イ 規則別表第1に掲げる添加物の表示は規則別表第1に掲げる名称により行うこと。既存添加物の表示は、名簿に掲げる名称または別添1に掲げる品名により行うものであること。また、天然香料及び一般飲食物添加物の表示は、別添2及び別添3に掲げる品名により行うものであること。ただし、別添2及び別添3に記載のない添加物にあっては、当該添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって表示するものであること。

ウ（略）

(3)（略）

別紙1（略）

別紙2（略）

別紙3

規則別表第1に掲げる添加物のうち用途名併記を要するものの例示

1～7（略）

8	防かび剤又は防ばい剤	イマザリル (略)
---	------------	--------------

別紙4（略）

別紙5（略）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>・フルジオキソニル</p> <p><u>2 甘味料</u></p> <p>・<u>サッカリン</u></p> <p>・<u>サッカリンカルシウム</u></p> <p>・<u>サッカリンナトリウム</u></p> <p>別添 1～3 〔略〕</p>	<p>別添 1～3 〔略〕</p>